

承継にお悩みのオーナー社長の皆様へ

新事業承継税制の 活用と実務

参加費
無料

～通達を踏まえた留意点の解説～

「大廃業時代」という言葉を新聞・書籍等で見かける昨今、統計上では日本企業全体の約3分の1が後継者未定とされており、この現状を放置すれば2025年までの10年間に、国内雇用が約650万人、GDPが約22兆円失われるとの試算もあり、日本企業の産業基盤劣化に繋がる問題とされております。

このような問題意識を背景に、平成30年度税制改正では、**10年間の特例措置として**事業承継税制の大幅な拡充と緩和が盛り込まれました。ただしこの制度については、適用要件、適用後の継続要件、免除事由、適用を受けるための手続きなど、押さえておくべき幾つかのポイントがあります。

本セミナーでは、**中小企業庁で事業承継関連施策の立案・実行に携わっていた講師**が、最新の通達を踏まえて、新税制のポイントと活用法をわかりやすく解説いたします。

- ☛ 特例承継計画（2023年3月まで）作成上の留意点は？
- ☛ 事業承継税制により株式集約や親族外承継が促進できる？
- ☛ 制度適用後、M&Aをした場合の猶予税額は？ など

日時

名古屋会場

平成30年11月29日(木)

13:30～15:00(13:00開場)

セミナー内容

1. 事業承継の動向
2. 新事業承継税制の概要とポイント
3. ケーススタディ
～通達を踏まえて～

講師

税理士 北澤 淳
(元 経済産業省中小企業庁財務課
税制専門官)
税理士 青木 貴敏

お申込方法

下記必要事項をご記入の上、<FAX送信> <弊社社員へお渡し> もしくは <メール送信> 下さい。
※定員になり次第締め切りとなります。ご了承ください。受講票の送付はございません。当日は、会場にてお名刺1枚頂戴いたします。



会場: JRゲートタワー41階
税理士法人山田&パートナーズ
名古屋事務所 会議室

〒450-6641 名古屋市中村区名駅1-1-3

交通アクセス: JR名古屋駅 桜通口 直結

■お問合せ■ 税理士法人山田&パートナーズ 担当 松浦・和田
電話 052-569-0291

■参加申込書

・FAX番号: 052-569-0292

・E-mail: matsuurar@yamada-partners.gr.jp

■法人名 _____ ■氏名 _____

■部署 _____ ■役職 _____ ■電話 _____

■住所 〒 _____